

# 公益社団法人 日本コンクリート工学会規則

平成 22 年 2 月 24 日制定

平成 23 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 5 月 22 日改正

平成 27 年 6 月 10 日改正

平成 28 年 5 月 25 日改正

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本学会の機構，業務の運営，会務の分掌，職制などの定款施行に必要な事項は，他の規則，規定に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

第 2 条 この規則の制定及び変更は，理事会の決議による。

## 第 2 章 事 業

(事業)

第 3 条 定款第 4 条に規定する事業のうち，公益目的事業，収益事業等に相当する事業は，それぞれ以下のとおりとする。

### (1) 公益目的事業

#### 1) 調査研究事業

- ①コンクリートに関する調査研究
- ②国際コンクリート組織への参加及びその活動に対する協力
- ③コンクリート技術の標準化
- ④コンクリートに関する研究成果の普及
- ⑤情報の収集，紹介及び交換
- ⑥会誌，研究報告及び資料の刊行
- ⑦コンクリートに関する啓発及び広報活動

#### 2) 講演会等事業

- ①講演会，講習会及び研究会の開催

#### 3) 表彰事業

- ①コンクリートに関する表彰，奨励

### (2) 収益事業等

#### 1) 資格付与事業

- ①コンクリートに関する技術向上を図るための資格試験等の実施
- ②その他

### 第3章 会 員

(入会手続)

第4条 本学会への入会は、所定の入会申込書並びに入会金及び会費を添えて申請する。

(団体会員)

第5条 定款第5条第1項第2号に定める団体会員は、次の2種とする。

(1) 第1種団体会員 公共機関又は学協会

(2) 第2種団体会員 企業等の団体、

2. 団体会員は、代表者1名を定め、本学会に届出なければならない。

代表者を変更したときも同様とする。

3. 団体会員が、分離し又は他の団体と合併したときは、新資格について届出をしなければならない。

(会員資格の取得)

第6条 会員は、その資格を入会手続きを完了した翌月1日から取得する。

(学生会員の正会員への移行)

第7条 学生会員は、卒業又は修了と同時に正会員に移行するものとする。

(任意退会)

第8条 退会するときは、会費を完納したうえ、退会届を提出する。

### 第4章 会 費

(会費及び入会金)

第9条 会費は、会員の種別に応じて、次のとおりとする。ただし、正会員及び学生会員は入会金1,000円を必要とする。

正 会 員	年 額	12,000 円
第1種団体会員	〃	50,000 円以上
第2種団体会員 1級	〃	200,000 円以上
2級	〃	150,000 円
3級	〃	100,000 円
4級	〃	50,000 円
学生会員 (社会人学生を含む)		6,000 円

(会費の納入)

第10条 会員は、毎年度の会費を前納しなければならない。ただし、団体会員にあつては、都合によりこれを2回又は4回に分納することができる。

2. 既納の会費は返還しない。

3. 名誉会員及び終身会員は、会費の納入を必要としない。

(海外在住会員からの会費外徴収)

第11条 海外に在住する会員からは、配布する刊行物の送料として、理事会で適当と認めた金

額を徴収することができる。

## 第5章 役員並びに会務

(会長、副会長及び理事の管掌)

第12条 会務を執行するため、理事会のもとに企画調整、総務財務、学術技術及び資格付与の4部門を設ける。

2. 会長は会務全般を総理するとともに、企画調整部門を管掌する。副会長のうち1名は総務財務部門、1名は学術技術部門、他の1名は資格付与部門をそれぞれ管掌する。

3. 各部門に、理事会の決議を経て担当理事若干名を置く。

なお、総務財務部門に支部担当理事を置く。

(企画調整部門)

第13条 企画調整部門は、次の会務を所管する。

(1) 総会及び理事会の運営に関すること。

(2) 他部門の調整に関すること。

(3) 所管委員会に関すること。

(4) 事務局に関すること。

(5) 内部監査に関すること。

(6) 他のどの部門の会務にも属さないこと。

(総務財務部門)

第14条 総務財務部門は、次の会務を所管する。

(1) 定款、規則及び諸規定に関すること。ただし、他部門所管のものを除く。

(2) 事業計画及び報告並びに予算及び決算に関すること。

(3) 会計、財務及び財産に関すること。

(4) 表彰に関すること。

(5) 広報に関すること。

(6) 支部に関すること。

(7) 所管委員会に関すること。

(学術技術部門)

第15条 学術技術部門は、次の会務を所管する。

(1) 学術及び技術の調査、研究及び普及に関すること。

(2) 年次大会及び講演・講習会に関すること。

(3) 国際規格及び国内規格に関すること。

(4) 調査・研究及び規格に関わる国際会議及び海外諸団体との連絡に関すること。

(5) 会誌その他の刊行物に関すること。

(6) 技術の普及に関すること。

(7) 委託及び受託研究に関すること。

(8) 所管委員会に関すること。

(資格付与部門)

第 16 条 資格付与部門は、次の会務を所管する。

- (1) コンクリート技士及びコンクリート主任技士に関すること。
- (2) コンクリート診断士に関すること。
- (3) 所管委員会に関すること。

## 第 6 章 役員を選任

(会長、副会長、理事及び監事の選任方法)

第 17 条 定款第 22 条に定める副会長、理事及び監事の選任の定数は、理事会で定める。

2. 前項定数の被選任者として、役員候補推薦・調整委員会は、役員推薦母体並びに同委員会から推薦された者を調整したうえ理事会に諮り、理事会は次期役員候補者を選定する。
3. 役員は原則として、毎年約半数を改選する。

(副会長代行)

第 18 条 副会長に欠員が生じた場合、理事会の決議を経て、会長は理事の中から副会長代行を委嘱することができる。

(会長、副会長及び専務理事の任期)

第 19 条 会長、副会長及び専務理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとする。

2. 補欠として選任されたものの任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

## 第 7 章 会誌及び刊行物

(定期刊行物)

第 20 条 本学会は、毎月 1 回会誌（コンクリート工学）を刊行し、会員に配布する。

2. 団体会員に対する会誌の配布数は次のとおりとする。

第 1 種団体会員 2 冊

第 2 種団体会員 1 級 8 冊（会費 20 万円超は、5 万円ごとに  
I 冊を加算する）

2 級 6 冊

3 級 4 冊

4 級 2 冊

3. 会誌には、会員の研究論文、工事報告、外国文献などのほか、本学会の事業並びに会務に関する諸報告、その他適当と認める記事を掲載する。

(権利の停止)

第 21 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、会費の滞納が 3 ヶ月におよんだときは、会員の権利を停止することがある。

(その他の刊行物)

第 22 条 本学会は、研究成果その他有益と認める図書及び会員名簿を刊行することがある。

## 第 8 章 委員会及び委員

(委員会)

第 23 条 第 13 条から第 16 条までの会務を執行するため、次の委員会を置き、組織は別紙のとおりとする。

(企画調整部門)

企画調整委員会

役員候補推薦・調整委員会

(総務財務部門)

総務財務委員会

定款・規則改定委員会

広報普及委員会

工学会賞選考委員会

(学術技術部門)

研究委員会

国際委員会

年次大会委員会

図書編集委員会

講習会委員会

技術委員会

標準化委員会

(資格付与部門)

コンクリート技士委員会

コンクリート診断士委員会

(下部組織)

第 24 条 委員会は、必要に応じてその下部組織として、理事会の承認を経て、委員会、小委員会あるいは専門委員会を置くことができる。

(委員会の構成)

第 25 条 委員会は、会員をもって組織する。ただし、特に必要がある場合は、会員以外の専門家を委員に加えることができる。

2. 委員会の委員は、原則として 20 名以内とし、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
3. 委員会は、特段の定めがある場合を除き、互選により委員長 1 名を選び、委員長は必要に応じ副委員長及び幹事を指名し、会長がこれを委嘱する。
4. 委員長は委員会を統括し、副委員長及び幹事は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき

は、その職務を代行する。

(委員の任期)

第 26 条 委員長及び委員等の任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。

2. 臨時の目的のために設置する委員会の委員の任期は、原則としてその委員会の存続期間とする。

(委員会の運営規定)

第 27 条 委員会を設けたときは、次の事項を規定し、理事会の承認を経るものとする。

- (1) 目的、業務
- (2) 組織構成
- (3) 委員の任期、交代の時期・方法
- (4) 運営方法

(委員会の報告事項)

第 28 条 委員会は、毎年 3 月末の事業概要報告を、また委嘱事項終了のときは、その経過並びに成果について理事会に報告するものとする。

(成果物の公表)

第 29 条 委員会の成果物を外部に公表するときには、事前に理事会に報告するものとする。

(委員会の改廃)

第 30 条 委員会の改廃は、理事会の決議により行う。

## 第 9 章 特定資産及び会計

(特定資産)

第 31 条 本学会は、理事会の決議により、特定の目的に使用するための財産(特定資産という)を保有することができる。

2. 前項の特定資産を保有する場合には、理事会で①名称、②目的、③積立の方法、④運用方法、⑤公益目的保有資産とするか否か、を決議しなければならない。
3. 特定資産の取崩しは、理事会の決議によって実施する。

(経理規程)

第 32 条 本学会の経理は、日本コンクリート工学会経理規程による。

## 第 10 章 支 部

(目 的)

第 33 条 支部は、所在する地域において、コンクリートに関する技術の向上及び普及並びに研究の進展に寄与することを目的とする。

(支部執行部)

第 34 条 支部に支部執行部として、支部長、副支部長、支部幹事、支部執行委員を置く。

2. 支部執行部の選任方法は、支部規程に定める。

3. 支部執行部の職務は、支部規程に定める。

4. 支部長は、理事会が必要と認めるときは、理事会に出席して意見を述べることができる。

(支部規程)

第 35 条 会長は、支部の組織、運営等に関する事項について支部規程を作成し、理事会の承認を経て制定する。また、これを改定するときも同様とする。

(支部の経理)

第 36 条 支部の経理は、日本コンクリート工学会経理規程による。

(支部の経費)

第 37 条 支部の経費は、支部交付金、支部が行う事業から生ずる収入、その他をもって支弁する。

(支部への交付金)

第 38 条 支部には、一定の基本額と毎年 3 月末現在における当該地域会員数に応じた金額を交付する。

(理事会の承認及び報告)

第 39 条 理事会で決議または報告すべき法令若しくは定款等に定める事項、支部の事業活動及び運営上の重要な事項等は、理事会規程に定めるとおりとする。

2. 支部担当理事は、各種規程に定めるところにより、適宜、上申、報告をしなければならない。

(支部の内部監査)

第 40 条 支部の内部監査に関する事項は、支部に係わる内部監査規程による。

2. 支部の内部監査は、理事会で選任する検査役が実施する。

## 第 11 章 雑 則

(重要な職員人事)

第 41 条 定款第 52 条 3 項に定める理事会の承認を要する重要な職員は、次のとおりとする。

(1) 事務局長

(2) 支部出納管理者

2. 職員以外のものを支部出納管理者とする場合においても、理事会の承認を経るものとする。

(規則の制定改廃)

第 42 条 この規則で別に定めるもののほか、規則の施行に必要な規定の制定改廃は、理事会の議決を経て定める。

附 則

1. この規則は、平成 28 年 5 月 25 日から施行する。

2. 第 35 条に基づく新たな支部規程及び第 40 条に基づく支部に係わる内部監査規程の施行に

ともなう第 34 条に定める支部執行部及び第 40 条に定める検査役に関する移行措置は、新たな支部規程第 5 条若しくは支部に係わる内部監査規程第 4 条の定めによらず次のとおりとする。

- (1) 新たな支部規程が施行された時点で選任されている支部執行部の役職位は、「幹事長」を「副支部長」と、「幹事」を「支部幹事」と、「常任委員」を「支部執行委員」とする。ただし、幹事長が選任されていない支部にあつては、新たな支部規程第 5 条に定めるところにより副支部長を選任する。
- (2) 支部に係わる内部監査規程が施行された時点で選任されている「支部監事」の役職位は、「検査役」とする。
- (3) 前二号の定めにより読み替えた支部執行部及び検査役の任期は、旧支部規程により選任された時の任期の満了する時までとする。
- (4) 第 1 号及び第 2 号の定めにより移行した支部執行部及び検査役は、その読み替えについて新たな支部規程第 5 条若しくは支部に係わる内部監査規程第 4 条の選任手続に定めるところにより、理事会の承認若しくは理事会への報告を行うものとする。